

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月1日（金）午前9時30分から午前10時30分

2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階

3. 出席委員 (13人)

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	11番	永渕久留美
	12番	中尾 昭一

4. 欠席委員 (1人)

委員	13番	永石 研弘
----	-----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議案第97号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第99号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第101号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸  
 農地係長 中川 博文  
 主 査 西村 壽真

7. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から平成28年度第23回総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は14名中14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それではさっそく審議に入りたいと思います。それでは議事録署名者ですが、鬼石委員と小道委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>本日の提出議案は97号が2件、98号が7件、99号が1件、100号が3件、101号が3件となっています。</p> <p>それでは議案第97号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番説明)</p> <p>平成16年2月より10年間の農地法第3条の賃貸借権設定をしていたが、他の人に賃借するために合意解約となっています。</p>
議長	<p>小川委員調査・報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>貸人はご主人が早くに亡くなられ、ご本人は農業が出来ないという事で貸されていました。借人はこの土地が広域農道をわたっていて、作業するのが怖いとの事で、今回解約という事でお願いしたいとの事でした。</p>
議長	<p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
議長	<p>それでは1番異議なしと認めます。それでは2番説明をお願いします。</p>

事務局	<p>(2番説明)</p> <p>農業者年金受給の為に平成11年から10年間の使用貸借権設定をしていたが、貸人が耕作する為に合意解約となっています。</p>
議長	<p>坂口委員さん調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>これは本人さんに電話確認したところ、間違いないのでよろしく頼むと。それと堀委員さんから年金はもらえるのだろうかということで、事務局に電話確認したところ、その辺について、事務局から説明があると思いますので、皆さんが承知して頂ければと思います。</p>
議長	<p>堀委員さん。調査報告をお願いします。</p>
堀委員	<p>今、坂口委員から言われた通りでございます。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>では事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回のケースでは貸人が借人の父が農業者年金を頂くために、貸人の土地を借りて5反以上という事で経営移譲を行ったわけです。それで経営移譲後10年以上経過しているので、解約しても年金に支障はないというわけです。今回は借りた土地を返すという事で、農業会議にも確認をしたところ年金の停止にはならないとの事で、農業委員に説明を行ったところです。</p>
事務局	<p>移譲年金の上乗せの分について、借人の父が再開した場合は停止になります。</p>
委員	<p>貸人は農業者年金を受給してないのですか。</p>
事務局	<p>そうです。 もし、貸人も農業者年金を貰っていたら出来ないという事です。 私たちがこのような話になった時に農業者年金について気をつかいますので、聞き取りを行います、問題ないとの事でした。</p>

議長	<p>この件につきまして、異議等はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>では2番異議なしと認めます。</p> <p>では続きまして、議案第98号。農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>小道委員調査報告をお願いします。</p>
小道委員	<p>現地確認をしましたが、譲渡人は元々小田地区の出身で、現在は諫早に住んでいます。また、譲受人は出身が小学校の近くで道路拡張の為に家はないという事です。元々譲受人が所有権を持っていたのですが、今回買い戻しをしたいという事でした。</p>
議長	<p>辻委員報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>譲受人に電話で確認をしたところ、畑田出身で東京で商売をしているとの事で、「青果をしています？」と聞いたらそうですと言われました。会長はご存じでしょうか、ミカンのグループで来てもらった方でした。結構大きな商売をしているとの事で、こちらで農業をするんですか？と確認したらしますと言われました。譲渡人と譲受人が従兄弟関係で、東京に行くときに預ける意味合いで譲ったと。それで今度は逆になると。場所を見て回ると、会長はご存じだと思いますが、果協の近くの水田で、一カ所は荒廃してきてましたが、耕作を再開するには問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>この件についてご意見はございませんか。</p>

	(異議なし)
議長	ではこの件につきまして許可いたします。では2番事務局より説明をお願いします。
事務局	(2番説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	小道委員さん、調査報告をお願いします。
小道委員	譲受人は前の方と同じです。譲渡人は高齢でもう出来ないの、お願いをしたいとの事です。以上です。
議長	それでは辻委員、調査報告をお願いします。
辻委員	小道委員の説明のとおりです。
議長	それでは採決を取ります。異議はございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは3番事務局説明をお願いします。
事務局	(3号説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	中尾委員さん、調査報告をお願いします。
中尾委員	皆さんに審議していただきたいのですが、譲渡人の親はなくなって、子どもは譲渡人含め3人です。田と家は知ってますが、畑は番地は知っているけど、場所は知らなかった。で、子どものうち1人は10年前に失踪してしまっているが、登記がきちんとしてい

	<p>るのか？親は知っているのですが、どうにかしてあげたいが、どうすれば良いものか。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>小道委員お願いします</p>
小道委員	<p>私も中尾委員さんと同じく登記がなっているかどうか。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>登記は譲渡人になっています。元がお父さんの名義になっていましたが、失踪届で期間が経ってその後は相続権はないという事で、残りの兄弟で相談して譲渡人になっています。</p>
水田委員	<p>期間は何年ですか。</p>
事務局	<p>期間はきちんと確認しておりませんが、一定期間が経過し関係機関が認めれば大丈夫です。</p>
中尾委員	<p>そしたら名義は？</p>
事務局	<p>変わっています。</p>
中尾委員	<p>これと違う名義は？</p>
事務局	<p>全部相続で変わっています。</p>
議長	<p>その他ご意見等はございませんか。</p>
水田委員	<p>ここに対価が書いてありますが、意味が良くわかりません。</p>
事務局	<p>水田のところは100万円をお願いして、残りの畑の部分は譲渡人が全部処分したいという事で、現状は荒地地ですので、次の番号の方と2人で分けてというやり方を取っています。</p>
中尾委員	<p>畑は竹山みたいになってます。 水はあるけど作業しにくい。</p>

議長	<p>外にありませんか。なければ採決をとります。 ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは4番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(4番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>中尾委員さん、調査報告をお願いします。</p>
中尾委員	<p>これは前の譲渡人と同じです。よろしくお願いします。</p>
小道委員	<p>同じくです。</p>
議長	<p>では採決をとります。異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>原案通り可決します。では5番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>坂口委員さん調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>譲受人と電話しまして、以前購入した土地の上の部分で譲渡人から購入してくれと言われていたのでとの事だった。以上です。</p>
堀委員	<p>現地を確認した。竹林として荒廃しているが、この後どうしますかと尋ねたところ、何とか畑にしようと思っっていると言われまし</p>

	た。
議長	何かご意見ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認め原案通り可決します。では6番事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)  なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	小道委員調査報告をお願いします。
小道委員	譲渡人が晩柑を作っていたのですが、高齢化という事もあり、譲受人の家の前であったため、譲受人が管理をしていました。で今回購入に至るという事です。
議長	永石委員の分、事務局調査報告をお願いします。
事務局	この件は譲渡人が名義がお父さんの名義だったので、相続をお願いしますという事で、今回変わっております。それと小道委員さんの報告のとおり現在耕作しているので、報告のとおり間違いありません。
議長	それでは採決をとります。ご異議ございませんか。  (異議なし)
議長	原案通り決定します。それでは7番事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局7番説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、



	<p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>鬼石委員調査報告をお願いします。</p>
鬼石委員	<p>まずなぜ贈与なのかと思い両者に確認したところ、数十年前に売買が済んでいたのですが、名義の変更が行われていなかったという事で、よろしくお願ひしたいと思ひます。耕作はきちんと行われていひます。</p>
議長	<p>川崎委員お願ひしひます。</p>
川崎委員	<p>鬼石委員の調査のとおりです。</p>
議長	<p>何かご意見ございひませんか。ご異議はありひませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め原案どおり決定しひます。</p> <p>では続ひまして議案第99号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したひので、審議並びに意見を求める。事務局説明お願ひしひます。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地であると判断されひます。また、住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるひのであり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第2項各号に該当する事項は認められひません。説明資料は17、18ページとなつておひります。</p>
議長	<p>小川委員調査報告をお願ひしひます。</p>
小川委員	<p>昨日確認を行ひましたが、住宅はすでにできていひます。で、十数</p>

	<p>年前から子供たちの為にここに家を建てようと思っており、隣家との境界線を決めた際に、住宅の手続きを行ってたけど、最後まで行う事が出来ずに今まで来てしまい、忘れて家を建ててしまったと。そういう経緯なのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>今小川委員からも報告がありました。我々も宅地だと思っていました。で、外国人の任用関係で必要という事でよろしくお願いします。</p>
議長	<p>では何かご意見ご異議等ありますでしょうか。 なければ採決を取ります。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、許可相当として県知事に意見を送付します。 つづきまして、議案100号、農地法第5条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は20、21ページとなっております。</p>
議長	<p>中尾委員調査報告をお願いします。</p>
中尾委員	<p>これは事務局から説明があった通りです。亀崎から選果場へつづく道沿いで、徐々に人が増えて行っている感じです。 宜しくをお願いします。</p>
議長	<p>小道委員調査報告をお願いします。</p>

小道委員	現在の建物が使えなくなった為と聞いております。以上です。
議長	今の件につきまして、ご異議、ご意見等がございますか。  (異議なし)
議長	1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。同じく2番説明を事務局お願いします。
事務局	(事務局説明) 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は22、23ページとなっております。
議長	木下委員、調査報告をお願いします。
木下委員	2番3番一緒にしてはいかがでしょうか。
議長	2番3番一緒に審議してよろしいでしょうか。  (異議なし)
事務局	では同じくしたいと思います。では3番事務局説明。  (事務局説明) 申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は24、25ページとなっております。

議長	木下委員さん調査報告をお願いします。
木下委員	場所は永石委員に連れて行ってもらいました。日当たりも良くまだみかん畑がきれいな状態でもったいなくないかと言いました。近隣の方の同意もとっているとの事。譲受人にも確認済みです。
議長	辻委員調査報告をお願いします。
辻委員	特に問題ないと思います。集落でこういうことをしているという事で、何カ所もこういう状況になっている。時代は変わってきているなという感想を持った。
議長	2番3番合わせてよろしいでしょうか。
委員	天満宮の部分はどうするのか。(2番)
事務局	天満宮へ上がる部分は道を確保すると聞いている。
委員	3番はすでにできているのではないか。
事務局	現地を確認したができていない。隣の土地に太陽光があるのを勘違いされているのではないか。
議長	ほかございませんか。異議ありませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認めます。2番3番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 それでは議案101号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による貸借権及び使用貸借権設定について、1番事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)

議長	<p>「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p> <p>小川委員調査報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>この場所は今日の議案の最初に出た土地です(議案97号の第1号)。所有者に元の借人が米を作り、新しい借手が裏作で玉ねぎを作っており、元の借りていた方が「体力的に難しいので1年間を通して借りてはどうか」と、ご相談をしたとの事です。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは何か意見はありますでしょうか。異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 では2番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2番事務局説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
小川委員	<p>昨日4条の件と共に確認を行いました。現在も借り人が草払い等もしているそうです。今回きちんと契約をとという事でお願ひしますとの事でした。</p>
議長	<p>それでは何か意見はありますでしょうか。異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 では3番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(3番事務局説明)</p>

	<p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>堀委員調査報告をお願いします。</p>
堀委員	<p>借り手の塩田の方ですが、今回の土地の右側の土地がありますが、そこを借り手が借りて作られています。今回はゴーヤを作りたいと考えているみたいです。</p> <p>実際の土地を見に行きましたところ、きちんと手入れが行われています。野菜は塩田の方に販売ルートがあるという事でそちらの方に出すという事でした。</p>
議長	<p>鬼石委員調査報告をお願いします。</p>
鬼石委員	<p>今堀委員の報告のとおりです。私も確認しに行ったら同級生でした。</p>
議長	<p>それでは何か意見はありますか。異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>その他事項として事務局。</p>
事務局	<p>(形状変更①説明)</p> <p>調査委員は坂口委員さんと堀委員さんになっています。</p>
坂口委員	<p>確認を行いました問題ないと思います。</p>
鬼石委員	<p>現地を見ましたが、大丈夫だと思いました。</p>
議長	<p>それでは問題ありませんね。異議なしと認めます。</p> <p>では2番説明をお願いします。</p>

事務局	(形状変更②説明) 木下委員さんと辻委員さんお願いします。
木下委員	現地を確認しましたが、オレンジ海道沿いで良い土地だと思いました。変更はしないと難しいと思います。
辻委員	現在は少し荒れておりますが、きちんと手を入れればよい農地になると思います。道が出来た時に急傾斜になったので、土を入れてきちんとすればよいかと思います。
議長	よろしいでしょうか。 特に問題ありませんか。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。  (発言なし)
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第23回総会を閉会いたします。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成28年 4月 1日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 鬼 石 輝 彦

議事録署名者 小 道 忠 雄